支払督促手続とは

★ 貸金、立替金、賃金などを相手方が支払わない場合に、申立人の申立てだけに基づいて裁判所書記官が行う略式の手続です。

ただし、相手方が異議を申し立てると訴訟手続に移行します。

★ 利用のポイント

❶ 紛争の対象となっている金額にかかわりなく、金銭の支払を求める場合に利用することができます。

❷ 訴訟の場合の半額の手数料と、郵便切手だけで、申立てをすることができます。

❸ 書類の審査だけで発付されますので、訴訟の場合のように申立人が審理のために裁判所に来る必要がありません。

❹ 申立人は、相手方から異議の申立てがなければ仮執行の宣言を得て直ちに強制執行に移ることもできますので、早く紛争を解決することができます。

お問い合わせ先

ご存じですか？ 簡易裁判所の 支払督促

書類の審査だけ！
費用が安い！

最高裁判所

http://www.courts.go.jp/

手続の流れ

紛争の発生

貸金50万円返してよ！

代金25万円早く払ってよ！

申立人（債権者）

（注1）

支払督促申立書提出 → 支払督促発付通知を受ける → （注2）仮執行宣言申立書提出 → 仮執行宣言付支払督促を受領

裁判所（裁判所書記官）

簡易裁判所

申立書の受理・審査 → 支払督促発付 → 申立書の受理・審査 → 仮執行宣言発付

相手方（債務者）

支払督促を受領 → 仮執行宣言付支払督促を受領

（2週間以内）異議申立て

（2週間以内）異議申立て

裁判官

（注3）**訴訟手続**

相手方が支払督促に従わない場合は、強制執行の手続をとって支払督促の内容を実現することができます。詳しくは、窓口でお尋ねください。

（注1）　申立先は相手方の住所地の裁判を受け持つ簡易裁判所の裁判所書記官です。
（注2）　申立先は支払督促と同じです。申立期間は、支払督促に対する相手方の異議申立期間が過ぎてから30日以内です。
（注3）　請求の額に応じて、簡易裁判所又は地方裁判所で手続をすることになります。